

令和6年能登半島地震で人的・住家被害を受けられた方へ 義援金 第五次配分のお知らせ

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被災された方に対して、国内外の皆様から寄せられた義援金を、次のとおり配分いたします。

※義援金は、石川県、日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会に寄せられたものです。

1. 配分対象及び配分金額

令和6年能登半島地震により下表の被害区分に該当した場合、被災時に居住していた市町へ申請することができます。

建物被害認定調査(再調査)の結果、被害区分が変更になった場合は、再度申請をお願いします。変更後の差額を配分いたします。今回初めて申請される方は、これまでの合計額が配分されます。

被害区分	対象	申請できる方	配分金額			
			一次～四次	五次	計	
人的被害	死者・行方不明者	今回の震災により、死亡された方のご遺族	災害弔慰金受給者	180万円	80万円	260万円
	精神または身体に著しい障害を受けた方	今回の震災により、精神または身体に著しい障害を受けた方	災害障害見舞金受給者	90万円	40万円	130万円
	重傷者	今回の震災により、1か月以上の治療を要する負傷を負った方 ※被災後の後片付け作業中に骨折したなどの2次被害は対象外	負傷した本人	10万円	—	10万円
住家被害	全壊	罹災証明書で「全壊」と認定された世帯 ※被災者生活再建支援制度において「長期避難世帯」または「解体世帯」と認められた場合を含む	住居に居住していた世帯主	180万円	80万円	260万円
	大規模半壊	罹災証明書で「大規模半壊」と認定された世帯		135万円	60万円	195万円
	中規模半壊	罹災証明書で「中規模半壊」と認定された世帯		90万円	40万円	130万円
	半壊	罹災証明書で「半壊」と認定された世帯		45万円	20万円	65万円
	準半壊	罹災証明書で「準半壊」と認定された世帯		35万円	20万円	55万円
	一部損壊	罹災証明書で「一部損壊」と認定された世帯		10万円	6万円	16万円

※人的被害と住家被害は重複して申請することができます。

＜裏面に続く＞

2. 申請時に必要な書類

(1) 令和6年能登半島地震災害義援金配分申請書

(2) 添付書類

① 死亡した方のご遺族

- 死亡診断書の写し ※発行にかかる費用は個人負担となります。
- 死亡した方のご遺族であることを証明する書類(戸籍謄本等)
- 死亡した方が住民登録をしていなかった場合は、居住していた事実を証明する書類(水道・電気等の料金明細等)

② 重傷を負った方

- 医師の診断書の写し ※発行にかかる費用は個人負担となります。

③ 住家に被害を受けた方

- 罹災証明書の写し
- 被害を受けた住家に住民登録がない場合は、居住していたことを証明する書類(世帯主名義の水道・電気等の料金明細等)
- 「みなし全壊」で申請する場合は、解体証明書の写しまたは滅失登記済みの登記簿謄本

④ 通帳の写し または キャッシュカードの写し

- ・ 振込先の口座番号・名義人のフリガナ表記が記載されているページをコピーしてください。
- ・ 申請者と振込口座名義が異なる場合は、申請書裏面の委任状を記入し、提出してください。

※災害弔慰金・災害障害見舞金の対象となった場合、被災者生活再建支援金の申請を行った場合は、義援金の申請を行う必要はありません。(義援金が不要な場合は、その旨お申し出ください。)

3. 申請方法

(1) オンライン「申請用 QR コード」から申請してください。

※オンライン申請は、「住家被害」かつ「世帯主本人の申請、口座名義の場合」に限ります。

(2) 窓口 場所: 能登町役場 3階 総務課

時間: 平日 午前8時30分～午後5時15分

(3) 郵送 上記2(申請時に必要な書類)をお送りください。

あて先: 〒927-0492

石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字 50 番地 1

能登町役場 総務課 危機管理室 あて



申請用 QR コード

4. 注意事項

- ・すでに義援金の申請をした場合は、同じ口座に振り込みます。(再度の申請は不要です。)
- ・義援金が支給される前に世帯の全員が亡くなられた場合、義援金は支給されません。

5. 問い合わせ先

(1) 配分、申請手続きに関すること

能登町役場 総務課 危機管理室

電話: 0768-62-8533

(2) 配分対象及び配分金額に関すること

義援金配分委員会事務局(石川県健康福祉部企画調整室)

電話: 076-225-1412